

届出関係（基本診療料）

届出が必要（精神科関連の主なもの）

●新設

- 電子的診療情報連携体制整備加算
- 精神病棟入院基本料の注7に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
- 精神科慢性身体合併症管理加算
- 口腔管理連携加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算
- 精神科地域密着多機能体制加算
- 精神科急性期治療病棟入院料の注4に規定する精神病棟看護・多職種協働加算

●変更（再度の届出が必要）

- 精神病棟入院料（15対1入院基本料、18対1入院基本料、及び20対1入院基本料に限る。）
（令和10年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。） ← **経過措置2年**
- 精神科救急急性期医療入院料の注5に規定する精神科救急医療体制加算

再度の届出は不要（精神科関連の主なもの）

●変更（再度の届出が不要）

- 医師事務作業補助体制加算
- 看護補助加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 特殊疾患病棟入院料
- 精神科救急急性期医療入院料

【疑義解釈】
 （問）重症者加算1
 精神療養病棟入院料 重症者加算1について、様式55の2は毎年提出する必要があるのか。
（答）不要。（厚労省疑義解釈その2 問82 R8.3.31）

●名称変更（再度の届出が不要）

- 診療録管理体制加算3 → 診療録管理体制加算2
- 精神病棟入院基本料 → 精神病棟入院料

~~（5）月14回以上精神科デイ・ケア等を実施した患者の数等について、毎年10月に「別紙様式31」を用いて地方厚生（支）局長に報告すること。~~ **報告は不要になった。**

届出必要

通院・在宅精神療法

通院・在宅精神療法の届出

通院・在宅精神療法の注4に規定する児童思春期精神科専門管理加算	様式44の5	(児春専)第号
通院・在宅精神療法の注8に規定する療養生活継続支援加算	様式44の5の2	(療活継)第号
通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算	〃	(心理支援)第号
通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算1	〃	(児春支1)第号
通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算2	〃	(児春支2)第号
通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算1	様式44の5の3 再度の届出が必要	(早充実1)第号
通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算2		(早充実2)第号
通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算3		(早充実3)第号
通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法	〃	(情通精)第号
通院・在宅精神療法の注13の施設基準(非指定医の減算)	様式44の5の5	(精注13)第号

届出関係（特掲診療料）

届出必要

届出が必要（精神科関連の主なもの）

●新設

通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算	様式44の5の2	(心理支援)第号
通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算2	様式44の5の2	(児春支2)第号
通院・在宅精神療法の注13の施設基準（非指定医の減算）	様式44の5の5	(精注13)第号
認知療法・認知行動療法3	様式44の3	(認3)第号
外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注5に関する施設基準	様式95	(外在ベI注)第号

●変更（再度の届出が必要）

通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算1	様式44の5の3	(早充実1)第号
通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算2	様式44の5の3	(早充実2)第号
通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算3	様式44の5の3	(早充実3)第号
外来・在宅ベースアップ評価料（I）	様式95	(外在ベI)第号
入院ベースアップ評価料	様式97	(入ベ1～500)第号

再度の届け出は不要（精神科関連の主なもの）

●変更（再度の届出が不要）

通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法	様式44の5の3	(情通精)第号
認知行動療法2		(認2)第号

●名称変更（R8.5.31において算定・届出再度の届出が不要）

通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算		
→ 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算1	様式44の5の2	(児春支1)第号